

直轄管理事業（総合管理型）実施要領

平成元年7月7日元構改A第987号
平成13年1月5日12構改A第961号
令和3年3月29日2農振第3545号最終改正

各地方農政局長
農村振興局長から 沖縄総合事務局長
北海道開発局長 } あて

第1 趣旨

直轄管理事業（総合管理型）の実施に関しては、「直轄管理事業（総合管理型）実施要綱」（平成元年7月7日付け元構改A第986号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 管理の対象とする施設

要綱第3の(1)の「基幹的水利施設」は、ダム、頭首工、機場及びそれらと一体的に管理を行う必要がある施設とする。

第3 事業実施に当たっての手続

- 1 要綱第4の1の都府県知事の申出書の提出は、本事業の採択を希望する年度の前年度の8月末日までに行うものとする。

この場合、事業計画の概要及び次に掲げる者の意向を確認する書面を添付するものとする。

(1) 関係土地改良区

(2) 本事業の対象とすることを予定する施設のうち、

ア 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第94条の6の規定により管理を委託している施設がある場合は、その施設に係る管理受託者

イ 予定管理者(法第85条等の規定により定められた管理者をいう。以下同じ。)が定められている施設がある場合は、その予定管理者

ウ 共同事業者のいる施設がある場合は、その共同事業者

- 2 地方農政局長は、1による申出があった場合には、事業計画の概要を1の申出書に添付して農村振興局長に進達するものとする。

第4 土地改良事業の計画の概要及び土地改良事業計画

- 1 本事業として行う複数の管理事業に係る法第85条等の規定による土地改良事業の計画の概要及び法第87条の規定による土地改良事業計画(2において「事業計画等」という。)については、管理の対象とする施設の造成に係る事業地区ごとに定めるものとする。

- 2 事業計画等については、それぞれの管理事業ごとに「土地改良法に伴う計画樹立について」（昭和24年12月14日付け24地局第1401号農地局長通知）に定める様式により作成するものとする。

附則

この通知は、令和3年3月29日から施行する。